



長崎県公報

目 次

条 例	所管課(室)名
○一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	税 務 課
○長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税の一部を改正する条例	〃
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども家庭課
○長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	畜 産 課

条 例

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第43号

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年長崎県条例第83号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(防疫等作業手当の特例) 第5条の2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者(以下この条において「対象者」という。)に接して行う作業に従事したとき。</u> (2) <u>対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。</u> (3) <u>対象者が現に集団で滞在している施設内に勤務時間の大部分をとどまて行う作業に従事したとき。</u> (4) <u>作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前3号に相当すると認められる作業に従事したとき。</u> 2 前項の手当の額は、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例) 第5条の2 警察職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る警察業務であって、次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者(以下この条において「対象者」という。)に接して行う作業に従事したとき。</u> (2) <u>対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。</u> (3) <u>作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性による精神的緊張が前2号に相当すると認められる作業に従事したとき。</u>	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- (給与の内払)
- この条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例又は改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第44号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年長崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(損害賠償責任の一部免責) 第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 県から法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第	(損害賠償責任の一部免責) 第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 県から法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第

173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 略	1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第45号

長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

長崎県固定資産評価審議会条例（昭和37年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（委員の任期） 第4条 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 略	（委員の任期） 第4条 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第46号

長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

（長崎県税条例の一部改正）

第1条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条— <u>第7条の3</u> ） 第2章～第5章 略 附則	目次 第1章 総則（第1条— <u>第7条の2</u> ） 第2章～第5章 略 附則
（県税の課税免除及び不均一課税の申請主義） 第7条の3 <u>県税の課税免除（第61条第1項第1号及び同条第2項によるものを除く。）又は不均一課税を受けようとする者は、規則の定めるところにより、知事に対しその申請をしなければならない。</u> 第2章 普通税 （法附則第60条に規定する道府県払戻請求権放棄によるみなし寄附） 第9条の2 <u>法附則第60条第1項に規定する道府県払戻請求権放棄は、同条第3項に規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）附則第3条に規定する入場料金等払戻請求権の放棄とみなす場合を含む。）とする。この場合は、県民税の所得割の納税義務者が法附則第60条第1項に規定する指定期間内に放棄をした払戻請求権相当額について、当該納税義務者が前条</u>	第2章 普通税

<u>第1項各号に掲げる寄附金を支出したものとみなす。</u> 附 則 1～18 略 (都市再生緊急整備地域における法附則第11条第7項に規定する割合) 19 法附則第11条第7項に規定する条例で定める割合は、5分の1とする。 20～24 略 25 自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 26～35 略	附 則 1～18 略 (県たばこ税の税率の特例) 19 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時のにおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、次の各号に掲げる期間内に、法第74条の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われたときに限り、第32条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円 (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円 20～24 略 25 自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 26～35 略
--	--

(長崎県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(賦課徴収) 第20条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2項中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、同条例第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)」と、<u>同条例第7条の3中「県税」とあるのは「県税(産業廃棄物税を含む。)」とする。</u> 2 略	(賦課徴収) 第20条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2項中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、同条例第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)」とする。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第9条の2の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長崎県税条例附則第19項の規定は、同項各号に掲げる期間に課すべきであった県たばこ税(同項に規定する特例の適用を受けるものに限る。)及び同項を適用して課した県たばこ税の更正について、なおその効力を有する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第47号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（児童自立支援施設の長の資格等） 第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>人材育成センター</u>（以下単に「<u>人材育成センター</u>」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者 あつては、3年以上）従事した者 (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う講習課程を修了した者 あつては3年以上）であるもの 2 略	（児童自立支援施設の長の資格等） 第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>児童自立支援専門員養成所</u>（以下「<u>養成所</u>」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（<u>養成所</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者 あつては、3年以上）従事した者 (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上（<u>養成所</u>が行う講習課程を修了した者 あつては3年以上）であるもの 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第48号

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前									
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）									
番号	事務の名称	手数料の 名 称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の 名 称	区分	単位	金額				
1～18 略						1～18 略									
19	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生	家畜検査 手数料	(1) <u>ブルセラ</u>	略		19	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生	家畜検査 手数料	(1) <u>ブルセラ</u>	略					
			<u>症検査</u>						<u>病検査</u>						
			(2) <u>結核検査</u>						(2) <u>結核病検査</u>						
			(3) 略						(3) 略						
			(4) <u>ピロプラ</u>	略					(4) <u>ピロプラ</u>	略		(4) <u>ピロプラ</u>	略		
<u>ズマ症検査</u>	<u>ズマ病検査</u>														
(5)～(9) 略						(5)～(9) 略									

	を予防するた めのものに限 る。)					を予防するた めのものに限 る。)			
20 略					20 略				
21	家畜伝染病予 防法第6条第 1項又は第31 条第1項の規 定に基づく家 畜の注射又は 薬浴	家畜注射 又は家畜 薬浴の手 数料	(1) 略		21	家畜伝染病予 防法第6条第 1項又は第31 条第1項の規 定に基づく家 畜の注射又は 薬浴	家畜注射 又は家畜 薬浴の手 数料	(1) 略	
			(2) 豚熱予防 液注射	略				(2) 豚コレラ 予防液注射	略
			(3)～(6) 略					(3)～(6) 略	
22～27 略					22～27 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長 崎 県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二一一四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所